

交付税の算定式に従って、合算特例期間がなくなる平成32年度ベースで試算したところ、合併算定替では、鬼北町・松野町合計で約44億6千万円となる普通交付税の額が、一本算定では、約40億5千万円にしかならない。極端なことをいえば、わずか1日の差で、約4億1千万円の差が生ずることになるので、合算特例期間5年と激変緩和期間5年の10年間で、交付額に約30億円の差が生じることになる。

したがって、すべての協議項目について松野町との合併協議が整い合併するのであれば、合併特例法の期限内に合併する以外には考えられないと思っている。

問 編入合併について、どのような認識で協議に取り組んでいるのか。
答 鬼北町と松野町の合併は、新居浜市と別子山村や、松山市と北条市、中島町のような編入合併とは異なり、人口、財政規模等に極端な違いはないので、一方の町がもう一方の町を支えるということではなく、双方の町が支え合うということになるのではないかと考えている。編入合併と新設合併の基本的な違いは、十分に認識をしているつもりだが、一般的には、いずれの合併の方式を選択したとしても、関係市町村は対等な立場で臨むことが必要であるとされている。近年の事例では、浜松市や取手市、一宮市のように「対等な精神での編入合併」ということを協議会で決定しているケースもあるようだが、私自身も、たとえ編入合併であっても、合併協議に当たっては、協議すべきことは誠意をもって協議をしていく姿勢で臨

むべきであると考えている。

問 県からの委員の選任について。
答 他県ではよく見られる状況であり、決して特別な事例ではないと考えている。協議会には、22人の委員定数のうち、住民の代表である議会議員が6名、学識経験者が10名それぞれ委員として参画していただいております。議員が指摘される官主導とはなっており、民意を封印するようなことにもなっていないと認識している。

問 委員の構成について。
答 採決に有利な考えで委員を選任しているつもりはなく、一人ひとりが立派な見識を持った各界の代表として適切なご意見をいただいている。

問 過去2件の採決について。
答 全会一致が原則であるが、会を進める上で、採決をせざるを得ない状況になった場合のみ決を取っている。決して、特定の意見を抑えて、発言を封じ、一方的に会議を進めているとは思っていない。

問 松野町の行政訴訟について。
答 現在、係争中であり、松野町において真摯に取り組んでおられると認識している。今後は、合併に向けて整理を進められ、協議会の中で、適宜、経過報告されることとなつていっているので、その経緯を注視したいと考えている。

市町村が合併した場合には、両町の債権・債務は、新町においてすべて引き継ぐことになるので、松野町および松野町長を相手に起こされている行政訴訟も、合併時点で係争中であれば新町が引き継ぐことになる。また、費用は、どのような費用が発生するか定かではないが、一般的に、合併前まで

に要した費用は、松野町からの支出となるが、合併後に要した費用は、新町の負担となる。行政訴訟等の訴訟を抱えている自治体は、県内では20市町の内、9市町で、件数は全部で26件あり、県内にも、そのような問題を抱えている市町が多く見受けられる状況なので、行政訴訟を抱えていること自体は、松野町だけが有している特別な問題点ではないと考えている。委員の皆さんからも「訴訟問題も含めて合併の判断材料としたい」という発言があったように、松野町の行政財政運営の一つの問題点として、合併の是非を決める判断材料になるのではないかと考えている。

問 松野町の農地保有合理化緊急促進事業について。
答 合併協議会で、再三、物議を醸し出していることから、合併協議会会長の責務として、先般、担い手公社理事長に質問状を送付した。「農地保有合理化緊急促進事業は、町には将来的に農地の買い上げ等の費用負担が生じることはない」と松野町長が明言しているが、このことに相違ないか」との質問に対して、「相違ない」と、公文書により回答をいただいている。このことにより、一つの確認ができたと考えている。なお、回答文書は、次回の合併協議会において公表する予定としている。

問 合併による鬼北町民のメリットと町民の理解を得る方法について。
答 現在、鬼北町の人口は約1万2千3百人程度であり、松野町と合併すれば、人口が約1万7千人程度の一つの自治体が誕生することになるが、二つの自治体が一つの自治体になることに

より、行政財政運営上もスケールメリットが発生すると考えている。確かに、三位一体の改革による地方交付税の削減など、財政的には非常に厳しい状況だが、合併後も更なる行政改革の推進を図り、より一層効率的な財政運営に努めることにより、現在の住民サービスを維持しながら、安全で安心して生活のできる町として生き残れると考えている。その他のメリットとデメリットは、今後の合併協議と新町の基本計画の策定で、明らかにしてくるものと考えており、今後の住民説明会等で明らかにしていきたいと考えている。

問 住民投票について。
答 住民投票は、住民の意思を確認する手段として、大変有効であると思うが、近年の合併協議の事例を見ても、合併協議を一通り終えた段階で、住民投票あるいは住民意識調査によって、合併の是非について、住民の意思を確認した地域が見られる。ただし、その結果には法的拘束力がないため、住民投票、住民アンケートが行われても、最終的には、住民の代表である町議会の判断に委ねられることになる。

また、住民投票の実施は、地域を2分してしまうことになりかねないので、慎重に検討しており、町民の方々の意向を確認しながら、実施の可否を検討していきたい。

福原 良夫 議員

◎スズメバチ対策について

問 対応マニュアルの作成、配布について。
答 現在のところ、マニュアルを